

私は、大きく4点について質問いたします。

先ず初めに、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする母子健康アプリの導入を求めるものです。

平成27年度から「子ども子育て新制度」がスタートし、様々な子育て支援に関する情報提供や相談助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められました。花川区政は以前より、「子育てするなら北区が一番」を重点政策として掲げて、子育て支援に関する取り組みを推進していることは大いに評価できます。

公明党議員団は、未来を担う子どもたちを育てる保護者の方々の多様なニーズに応え、子育ての不安を軽減するため、平成23年の決算特別委員会で宮島議員がお子様の予防接種のスケジュール管理一覧表の配布を提案、また、平成25年12月の定例会では、保護者がスマートフォンやパソコンで複雑化する子どもの予防接種スケジュールを適切に管理できる予防接種ナビの導入を提案しました。そして、平成28年の決算特別委

員会で古田議員が妊娠期からの子育てに関する情報発信の充実を求めております。それに対し、区は今年度に子育てアプリの導入を前向きに進めて、今具体的に検討を進めていると答弁しております。そこで伺います。このアプリ導入の進捗状況と現時点でわかる利用できるサービスの詳細をお答え下さい。

ひえいりかつどう  
特定非営利活動法人ひまわりの会と株式会社 NTT ドコモは、妊娠中から子育て中のお客さま向けの「母子健康手帳」アプリを新たに開発し、昨年10月28日から無料での提供を開始しています。「母子健康手帳アプリ」は、ひまわりの会が、これまでスマートフォン、タブレット向けに提供している「母子健康手帳」の機能を拡張し、企業の協力を得て運営しているものです。ドコモのみならず、他社のスマートフォン、タブレットやパソコンでも利用できることから、紙の母子健康手帳と合わせて利用することで、デジタルならではの付加価値を持たせた子育て支援を実現できます。このアプリは、厚生労働省の定める省令に準拠し、妊娠中から6歳児の健診までの記載項目を網羅しており、健康診査や予防接種などの健康記録や、子どもの日々の変化を成長記録として、スマートフォンで一元的に記録・管

理することができます。さらに、自治体と連携し、地域の子育て関連の制度やイベント情報などを配信できることが特徴です。また、病院と連携し、医師や専門家による情報も配信できます。そこで伺います。北区が導入を進めている子育て支援アプリと併せ北区も早急に「母子健康手帳アプリ」を導入すべきと考えますが区の見解をお答え下さい。

**次に、区立小中学校の理科教育等設備の整備推進を求め質問いたします。**

今まで北区議会でも理科教育充実の必要性は度々取り上げられており、北区では平成19年度より「理科大好きプロジェクト事業」を推進し、現在では区立小中学校に理科支援員を配置し、理科教員と連携して授業を行って専門的な見地から授業のサポートを積極的に行っております。更には、理科教育アドバイザーによる巡回指導なども行い、理科教育の充実に取り組んでおります。一方で、理科教室の観察・実験器具の老朽化が進んでいるとも側聞しております。国は初等中等教育段階から、知識基盤社会における科学技術イノベーションの創出につな

る人材の育成に資することを目的として、観察・実験活動にかかる環境を整備する理科教育等の設備整備に要する経費の1/2を補助しております。そこで伺います。区立小中学校の理科教育等のための設備を総点検し、積極的に整備すべきであると考えますが区の見解をお答え下さい。

次に、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために のうち

新たな住宅セーフティネット制度で空き家の活用を求め質問いたします。

公明党は平成19年、高齢者などに安定的な住宅の提供を目指す「住宅セーフティネット法」の成立に尽力してきました。法律成立後も、党プロジェクトチームが地方自治体の取り組みを調査するなど、制度の拡充を訴えてきておりました。昨年12月、国土交通省は高齢者や子育て世帯などのうち、住宅を確保することが困難な人たちを支援するための新たな住宅セーフティネット制度を平成29年度に創設することを決めました。これは増加する民間の空き家・空き室を活用し、家賃補助や家

賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を促すものです。この制度については、今国会で関連法案などを成立させ、秋ごろから実施する見通しです。新たな住宅セーフティネット制度は、地方自治体に専用住宅として登録された空き家・空き室に月収15万8000円以下の高齢者や子育て世帯などが入居する際に、国などが最大月4万円を家賃補助する内容です。そして、賃貸契約の際に必要な家賃の債務保証料も最大6万円補助し、家賃の半額程度とされる保証料の負担軽減もします。また、受け入れる家主に対しては、耐震化に向けた改修などで1戸当たり最大200万円を補助することとしております。北区では空き家の実態調査を進めておりますが、空き家のその後の利活用が重要であります。この秋から実施予定の新たな住宅セーフティネット制度を活用すれば、空き家の利活用を促し、高齢者や子育て世帯への支援にもなります。そして、防犯・防災にも寄与し、地域の活性化に繋がると考えます。私たちは平成24年2月の定例会で上川晃議員、同年の予算特別委員会で小田切、9月の定例会では古田しのぶ議員が「居住支援協議会」の設置を繰り返し求めております。住宅確保要配慮者への空き家を含む民間

住宅への円滑な入居を促すためには、NPO 法人、不動産関係者や北区などで構成する居住支援協議会の設立が必要です。新制度の活用を見据え、高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者のためにも、今回、改めて居住支援協議会の設立に向けた英断を求めますが、区の見解を伺います。新たな住宅セーフティネット制度が実施され、居住支援協議会が機能すれば、官民協働で住宅と福祉の両面から住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取り組みが推進されると考えますが、区の見解を伺います。

**次に被災者生活再建支援システムの構築について伺います。**

平成23年9月の定例会において、青木博子議員は、被災者の被害状況を一元化し、必要な業務を効率的に行い早期の被災者支援を行う東京版・被災者支援システムの導入を求める質問を北区議会で初めて行いました。当時、花川区長は、大規模災害が発生した際に、建物の被害認定から罹災証明の発給、生活再建支援までを網羅するこのシステムは、実証実験段階であり、実験結果を踏まえつつ、他区の取り組み事例も参考にして、導入に向けた検討に着手して参りますとの答弁をされました。平

成29年度の予算案では、この被災者生活再建支援システム導入が示されており評価するところです。被災者支援システムには京大方式と西宮方式の2方式あり、今回北区が導入するシステムは、いわゆる「京大方式」です。西宮方式は改良を加え、総務省が平成21年にソフト化されたシステムを全国の自治体に無償で配布しています。

先日、この被災者支援システムを導入している奈良県<sup>へぐりちょう</sup>平群町を視察して参りました。<sup>へぐりちょう</sup>平群町版被災者支援システムの特長は住基データが毎日午後9時に自動更新され、要援護者データ、家屋データと連携ができ、GIS（地理情報システム）の導入で瞬時にエリア別被災者名簿も作成できる特徴があります。その被災者台帳を基に被害状況を入力し、①罹災証明書の発行②義援金などの支給③緊急物資の管理④仮設住宅の管理などを行えます。そこで伺います。今回北区が、総務省の無料配布した「西宮式被災者支援システム」ではなく、京都大学防災研究所と新潟大学危機管理室等の産官学連携チームが開発した「被災者生活再建システム」を導入・構築することにした理由を、西宮方式と京大方式のメリット、デメリットを明らかにしたうえで

示し下さい。

また、大規模災害発災後、円滑に罹災証明書を発行するためには、システムを運用することを想定した窓口体制の整備や定期的な運用訓練が必要かと考えますが、今後の運用に当たっての課題をお聞かせ下さい。そして、被災者へ支援金・義援金の支給や税等の減免、その他の支援等、公正公平な生活再建支援を行うためには、被災者台帳の整備・運用が不可欠と考えますが、区はどのように考えているかお答えください。

次に感震ブレーカーの無料配布について伺います。

私は平成24年6月の定例会で、木造密集地域の不燃化対策と延焼防止への取り組みについて北区議会で初めて「感震ブレーカー」の導入を求めました。

阪神淡路大震災の火災原因の約6割が通電火災であること、また、東日本大震災直後に消防庁が呼びかけた、「大地震発生時にブレーカーを落として避難する」ことは、高齢者や障がいを持つ方々はもとより、健常者であっても困難な場合があることを訴えました。その後、昨年12月の定例会では、古田しのぶ議



員が木密地域への感震ブレイカーの導入を求めるなど、粘り強くその導入を求め続けました。そして、今回、十条や志茂などの不燃化特区内の木造住宅に対し、感震ブレイカーの無料配布が平成29年度の新規事業となりました。国や都に要望している補助制度の創設を待たずに、区単独での無料配布を英断したことを評価いたします。そこで質問します。木造住宅密集地域に今回この感震ブレイカーの配布を決断した理由をお答え下さい。また、感震ブレイカーを設置すれば完全に延焼がなくなる訳ではありません。防災・減災はもとより、区が進める防災まちづくりの観点から、今後の取り組みや、どのような課題を認識しているか、区の見解を伺います。

この事業は不燃化特区内の木造住宅に居住する約10,000世帯のうち、設置を希望する2,500世帯に感震ブレイカーを無料配布するものです。平成29年度から3か年のモデル事業として、初年度1,000世帯、平成30年度750世帯、平成31年度750世帯の計2,500世帯に配布し、3年間で国が示す25%の普及率を達成するとしております。また、避難行動要支援者世帯には、感震ブレイカー等の取付け支援サ

ービスを行うこととなっております。そこで伺います。首都直下地震発生の切迫性を考慮した場合、国の示した普及率25%が達成できれば良いのでしょうか、区の見解をお示しく下さい。通電火災の危険性を周知し、通電火災による延焼リスクの低減を図るなら、対象地域において設置を希望する世帯には目標数を越えても速やかに配布するべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、路面下空洞調査を定期的、継続的に実施することを求め質問します。

区内で起きた道路陥没による人身事故が再び起こらぬように、路面下空洞調査を行うべきと、平成25年9月の定例会で質問して以来、公明党として委員会でも幾度と取り上げてきました。北区では平成26年度より区内全域の路面下空洞調査をしています。そこで3点質問いたします。東京都の地域防災計画には「路面下空洞調査などによる道路の維持管理の着実な実施」と掲載されており、他区でも同様に防災計画に反映させております。北区も路面下空洞調査を地域防災計画に反映する必要があります。

あると考えますが、区の見解を伺います。次に、平成28年6月の建設委員会では、路面下空洞調査における調査結果が報告されております。その報告では、平成29年度以降は5年に一回程度、計画的に調査をしていく必要がある。空洞の原因は、下水道管の損傷、下水道本管への取付け管の損傷が多い。北区は下水整備が早かったので、陶管での整備が多く、そこが損傷を受けているような状況であること。また、空洞の異常個所は、特定の地区というより区内全体にちりばめられている、との調査報告でした。そこで伺います。空洞の異常個所が特定の地区でないならば、緊急避難路や避難所、災害時に重要な役割を持つ施設周辺の路面に関しては、毎年調査をすべきと考えますが、区の見解を伺います。そして、これだけの規模を一度に調査したのは23区でも珍しく、その取り組みを区民に広くお知らせすべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、地域の諸課題について伺います。

先ずは、十条地区のまちづくりについてです。十条地区は、

十条駅西口地区市街地再開発事業や十条駅付近連続立体交差事業、特定整備路線である都市計画道路補助73号線の整備、そして補助85号線の拡幅予定と様々な事業が混在しております。十条駅周辺は、昭和初期には東京郊外で屈指の商店街となる一方で、周辺では無秩序に木造住宅が立ち並び、戦災消失を免れて市街地整備が進まないまま現在に至っているため、屈折した狭あい道路を抱えた木造住宅密集地域となっております。最近の人口構成をみると、少子化と高齢化が際立ってきています。十条駅西地は火災危険度、総合危険度ともランク4～5であり、日常の消防活動困難地域は地区面積の約23%にも及んでおります。首都直下地震の逼迫性がある中、現在の住民の方々の命を守るため、そして、次の世代の住民である子どもたち孫たちの命を守るため、災害に強いまちづくりを進めなくてはなりません。そこで改めて伺います。現在、十条地区で行われている事業、また、予定されている事業の必要性をお答え下さい。また、十条地区商店街まちづくり連絡会から出ている様々な要望に対し、区は真摯に耳を傾け対応をすべきと考えますが、区の今後の対応を伺います。また、補助73号線及び十条駅西口地

区の関係権利者はもとより、十条地区並びに北区民が不安や不信をお感じにならないように、補助73号線及び十条西口地区都区共同相談窓口を開設し、生活再建に向けた様々なサポートを行っていることを広報すべきと考えますが、区の見解を伺います。そして、権利者の方々の不安には誠実に丁寧に対応することを要望いたします。

次に、十条駅付近連続立体交差化事業の鉄道附属街路に関し伺います。平成27年の十条まちづくり特別委員会でも確認しましたが、改めて伺います。一部の住民の方は、埼京線が高架ではなく地下化になった場合に、この鉄道附属街路をつくらなくていいと認識されています。この鉄道附属街路がなぜ必要なのか、立体化の構造に関わらず作るのか、明確にお答え下さい。

最後に、西が丘、赤羽西地域の交通対策について質問します。

昨年3月16日より国際興業バスの赤羽発、王子駅行きが路線変更し、現在ではナショナルトレーニングセンター前を通るルートになったことは周知の事実です。以前から何度も質問・要望していることですが、西が丘1・2丁目、赤羽西2～

4丁目は高低差が厳しく、商店も近くに少ないことから、自転車に乗れない高齢者の方々や障がいをお持ちの方々はバスの利用が不可欠です。健康で若い世代の方であれば、100mや200mのバス停移動は問題ありません。然しながら、高齢者や障がいをお持ちの方にとっては、このバス停の移動は日常生活に過大な負担がかかっております。そこで伺います。西が丘、赤羽西地域のコミュニティーバス導入を含む交通対策の強化を求めますが、区の見解を伺います。また、北区はコミュニティーバスの新規路線について調査や研究をしておりますが、新規路線の導入に対しての考え、そして、今まで新規路線が導入されていない理由をお示しくください。仮に、採算性が導入を阻んでいるのなら、現行料金の見直し試算もすべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上。ご清聴ありがとうございました。